

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月 3 0 日
福島県浪江町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 （％）	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 （円）	一般販売価格 （円） ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法		その他の 算出方法とする理由			
				その他の 算出方法の詳細				
国産の天然木杉材を使用したまな板（小）うけどん焼印入り	70.0	○				福島県浪江町	2,500	4,070
国産の天然木杉材を使用したまな板（中）うけどん焼印入り	70.0	○				福島県浪江町	4,250	5,720
国産の天然木杉材を使用したまな板（大）うけどん焼印入り	70.0	○				福島県浪江町	6,000	7,370
大堀相馬焼 陶吉郎窯 豆皿 1個【各 3 色より1点】	96.7	○				福島県浪江町	3,300	3,300
大堀相馬焼 陶吉郎窯 二重湯呑 ・二重煎茶碗【各1点】	96.6	○				福島県浪江町	3,300	3,300
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀筒焼き 各皿・小	98.0	○				福島県浪江町	5,500	5,500
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀筒焼き 各皿・中	98.6	○				福島県浪江町	7,700	7,700
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀筒焼き 各皿・大	98.9	○				福島県浪江町	9,900	9,900
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 フリーカップ	78.7	○				福島県浪江町	9,900	9,900
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 マグカップ	78.7	○				福島県浪江町	9,900	9,900
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 ティーポット	84.0	○				福島県浪江町	13,200	13,200
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 ティーカップ	68.0	○				福島県浪江町	6,600	6,600
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 コーヒーカップ＆ソーサー	82.3	○				福島県浪江町	17,600	17,600
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 片口	80.8	○				福島県浪江町	11,000	11,000
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀陶胎漆器 酒盃	82.6	○				福島県浪江町	12,100	12,100
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀翠磁 鉢 小	95.3	○				福島県浪江町	2,420	2,420
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀翠磁 鉢 大	97.9	○				福島県浪江町	5,500	5,500
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀翠磁 深鉢	98.3	○				福島県浪江町	6,600	6,600
大堀相馬焼 陶吉郎窯 大堀翠磁 リム皿	98.7	○				福島県浪江町	8,800	8,800
大堀相馬焼 陶吉郎窯 白磁鉢 小	98.4	○				福島県浪江町	7,150	7,150
大堀相馬焼 陶吉郎窯 白磁鉢 大	99.0	○				福島県浪江町	11,000	11,000
磐城壽 吟麴【甘酒】	78.5	○				福島県浪江町	1,623	1,623
磐城壽 純米酒 大漁祝 山吹 火入	90.6	○				福島県浪江町	1,738	1,738
磐城壽 純米吟醸 大漁祝 紺碧 火入	90.5	○				福島県浪江町	1,980	1,980
磐城壽 貴醸泡酒 火入	78.9	○				福島県浪江町	2,134	2,134
磐城壽 吟麴【甘酒】 2 本	78.5	○				福島県浪江町	3,103	3,103
磐城壽 大漁祝 火入 純米酒 山吹 & 純米吟醸 紺碧	86.1	○				福島県浪江町	3,575	3,575
磐城壽 純米大吟醸 大漁祝 黄金 浪江産コシヒカリ	93.6	○				福島県浪江町	3,828	3,828
磐城壽ゆい 純米大吟醸 山田錦 火入	77.2	○				福島県浪江町	4,048	4,048
磐城壽 純米大吟醸 大漁祝 黄金 & 純米大吟醸 山田錦 火入	91.1	○				福島県浪江町	7,597	7,597

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

(A - B) / A

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。